

答申番号：令和 8 年度答申第 1 号

答 申 書

令和 8 年 8 月 28 日

審査庁
鯖江市長 佐々木 勝久 様

鯖江市行政不服審査会
会長 井花 正伸
委員 孝久 忠央
委員 川中 洋一

第 1 答申の結論

令和 7 年 3 月 19 日付けで提起された、町内会の規約変更申請に関する認可処分に対する審査請求については、棄却することが相当である。

第 2 事案の概要

本件は、処分庁が令和 3 年 2 月 12 日付けで行った地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規定に基づく青葉町町内会の規約変更認可について、同町内会の構成員である審査請求人が、その取消しまたは無効確認を求めて審査請求をした事案である。

審査請求人は、規約変更の前提となった総会が規約に定める方法によらず開催されたため議決が無効であり、当該議決に基づく認可申請も違法であることから、本件認可には無効原因があると主張する。

これに対し処分庁は、本件認可は行政不服審査法上の処分には当たらず、また審査請求人に不服申立適格は認められない旨主張するとともに、仮にこれらが認められるとしても、本件認可に違法または不当な点はなく、無効原因も存在しないとしている。

第 3 審査会の判断

1 処分性および不服申立適格について

審理員は、本件認可について、その法的性質から行政不服審査法上の処分に該当するかについて疑義があり、また、審査請求人に不服申立適格が認められるかについても否定的に解されるとの見解を示している。

審査会においても、本件認可は地方自治法第 260 条の 3 第 2 項に基づく認可地縁団体の規約変更認可であり、団体内部の意思決定により成立した規約変更について、法令上定められた効力発生要件を充足させるものであることから、本件認可が行政不服審査法上の処分に該当するかについては法的見解が分かれるところであり、また、審査請求人に法律上保護された利益が認められるかについても慎重な検討を要するものとする。

もっとも、審理員が紛争の実質的な解決を図る観点から、処分性および不服申立適格が認められるものと仮定して本案についても検討を行ったことは相当であり、審査会としても、仮にこれらが認められるとして、本件認可に無効原因が認められるか否かについて検討することとする。

2 本件認可に無効原因が認められるか

行政処分が無効となるためには、その瑕疵が重大かつ明白でなければならないと解されている。

審査請求人は、本件規約変更に係る総会が規約に基づかない班別開催の方法によって行われたことから、総会自体が不存在であり、本件認可には重大かつ明白な瑕疵があると主張する。

しかしながら、本件認可に係る申請書類によれば、構成員に対して議案が提示され、意思表示の機会が与えられ、その結果が集計されていたことが認められる。したがって、総会が全く存在しなかったと評価することは困難であり、総会の開催方法に問題があるとしても、そのことのみをもって総会が不存在であるということとはできない。

また、班別開催という方法が町内会規約に適合するか否かについては、規約の解釈や運用、当時の具体的事情等を踏まえて判断すべき事項であり、認可申請書類の内容から直ちに違法性が明白であったと認めることもできない。

さらに、認可地縁団体に係る規約変更認可制度は、団体内部の規約変更の当否そのものを判断する制度ではなく、法令上求められる要件の充足を確認する制度である。既に団体内部で行われた意思決定を前提として認可が行われるものであることから、団体内部手続の適否の問題と認可処分の適法性の問題とは必ずしも同一ではない。

処分庁は、地方自治法施行規則第22条に基づき提出された書類により総会議決が行われたことを確認した上で認可を行っており、その判断が著しく不合理であったとは認められない。

以上のことから、審理員が指摘するとおり、本件認可には重大かつ明白な瑕疵は認められず、行政処分の無効を基礎付ける無効原因は存在しないものと判断する。

3 その他の主張について

審査請求人は、本件認可申請が公序良俗に反し無効である旨および処分庁による是正措置を求める旨主張する。

しかしながら、本件認可申請行為は公法上の行為であり、同申請行為を民法第90条に基づいて直ちに無効と判断することはできない。また、総会開催方法を巡る問題は、基本的には地縁団体内部の運営に関わる事項であり、本件で認められる事情のみをもって社会一般の倫理秩序に反するものであると評価することもできない。

さらに、処分庁の権限は認可の可否の判断に限られ、町内会の具体的な運営方法に関して是正措置を命ずる権限を有するものではない。

したがって、これらの主張はいずれも採用することはできない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、処分性および不服申立適格に疑義があるものの、これらを認めるとしても本件認可に無効原因は認められず、審査請求人の主張には理由がない。

よって、本件審査請求は棄却することが相当であると判断し、上記第1のとおり答申する。

(付言)

本件審査請求に至った背景には、町内会運営や規約変更の手續に関して審査請求人が疑問や不信感を抱くに至った事情がうかがわれるところであるが、本件で争われている総会の開催方法や構成員の参加機会の確保に関する事項は、主として認可地縁団体の内部自治に関わる問題である。

本件のような団体内部の意思決定の適否をめぐる紛争については、行政不服審査制度による解決には一定の限界がある。認可地縁団体の運営に当たっては、構成員相互の理解と納得が得られるよう、十分な説明と合意形成に努めることが望ましい。